

第3期

壬生町地域福祉計画・壬生町地域福祉活動計画

【 令和6年度～令和10年度 】



みんなで支え合い すべての人が暮らしやすい

安心して快適な福祉のまち みぶ



© TOMYTEC/イラスト:MATSUDA98

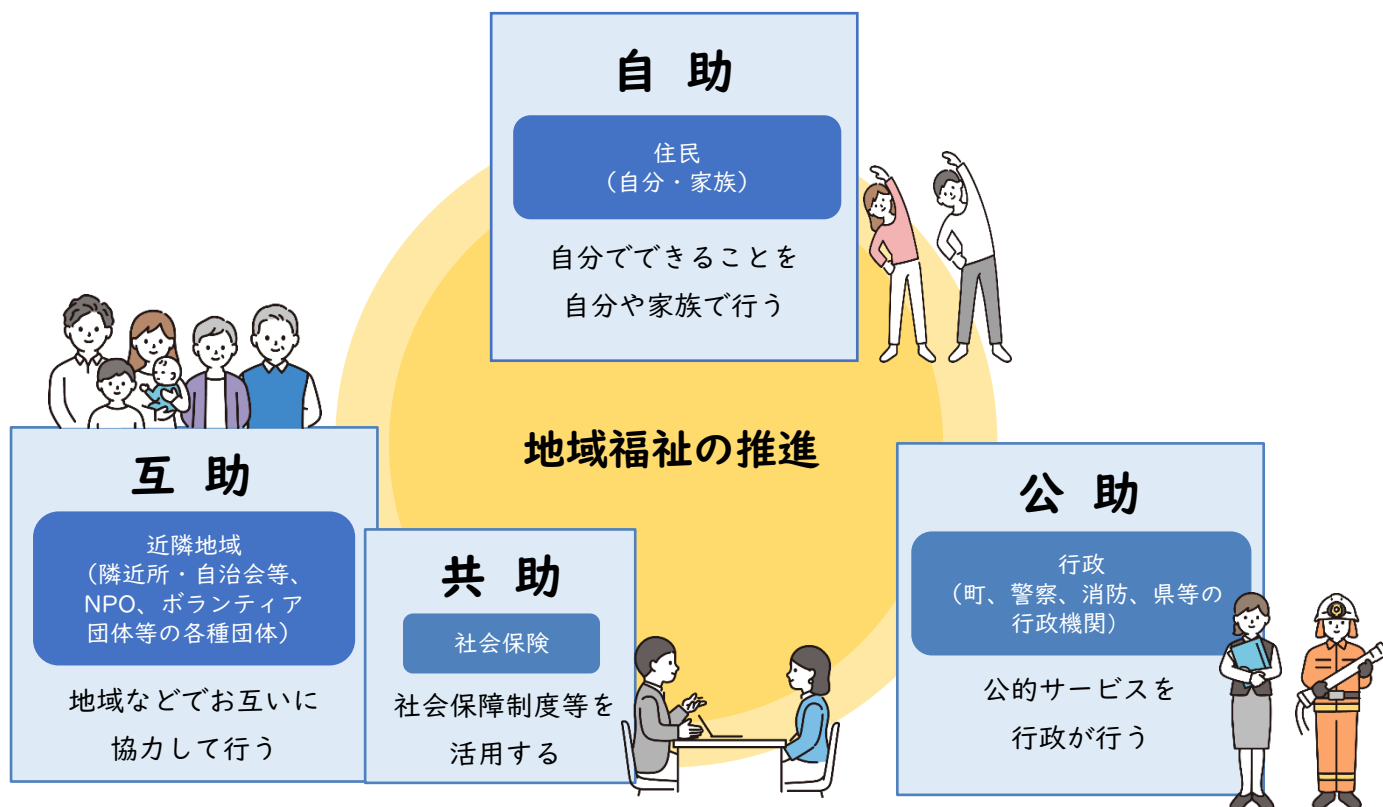
令和6年3月

壬生町・壬生町社会福祉協議会

地域福祉とは？

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域において安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合い、互いに助け合う地域づくりを進めるとともに、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みをつくることです。

誰もが住み慣れた地域で、生活をより豊かに安心できるものにするには、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の推進が必要です。



地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

「壬生町地域福祉計画」は、高齢者、障がい者、こどもなどの福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的に繋ぐとともに、町のその他の関連計画とも整合や連携を図りながら、住民主体のまちづくりを促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「壬生町地域福祉活動計画」は、壬生町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

本町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携して、効率よく事業を実施し、包括的な支援体制の構築を図るため、2つの計画を一体的に策定しています。

また、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、第3期壬生町地域福祉計画・地域福祉活動計画に、「再犯防止推進計画」と「重層的支援体制整備事業実施計画」を含めて策定します。

地域共生社会とは？

少子高齢化・人口減少等に伴い、地域生活課題は複雑かつ多様化しており、介護と育児を同時に抱えている世帯（ダブルケア）、高齢の親と働いていない子が同居している世帯（8050 問題）、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）等、従来の制度・分野ごとの「縦割り」による支援では対応しきれなくなっています。

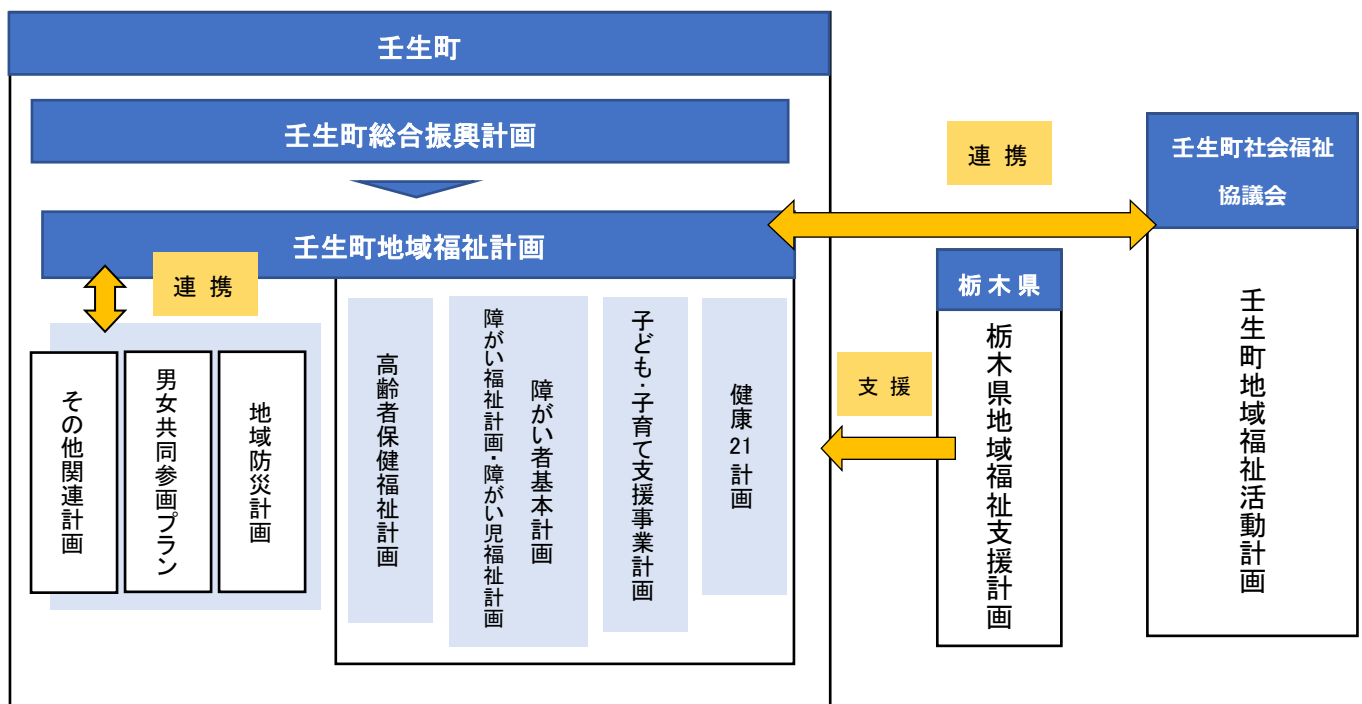
国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割をもち、地域で助け合いながら暮らしていくことのできる社会、「地域共生社会」の実現を目指しています。

壬生町では、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本理念とし、「地域共生社会」の実現を目指します。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化に等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置づけ



みんなで支え合い すべての人が暮らしやすい 安んで快適な福祉のまち みぶ

基本目標

目標1

地域福祉推進体制づくり

ボランティアの人材やリーダーの育成、地域活動に参加できる機会づくりをし、住民活動の活性化を図ります。

目標2

ふれあい・支え合いづくり

さまざまな人たちの社会参加や生きがいづくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

目標3

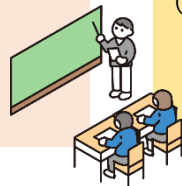
安んで自立した生活を送れる環境づくり

要援護者の支援なども含めた環境整備の推進、保健・福祉・医療に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

施策の方向性と今後の取り組み

1.地域福祉の意識づくり

- (1) 学校や地域における福祉教育の充実
- (2) 広報・啓発活動の充実



1.地域でのふれあい、交流の場づくり

- (1) 世代間交流の推進
- (2) 地域での交流活動の推進

1.防災・防犯体制づくり

- (1) 災害時における地域防災体制づくり
- (2) 要援護者の避難支援体制づくり
- (3) 地域で取り組む防犯・再犯防止体制づくり



2.地域福祉を支える人材の育成

- (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成
- (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

2.地域における支え合い助け合いの仕組みづくり

- (1) 隣近所交流への支援
- (2) 見守り体制の充実



2.包括的な支援体制の基盤づくり

- (1) 健康で活気のある地域づくり
- (2) 福祉に関する情報提供の充実
- (3) 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

3.地域活動やボランティア活動などの活性化

- (1) 地域活動やボランティア活動への支援
- (2) 地域活動組織の活性化

3.地域福祉のネットワークづくり

- (1) 多様な活動をつなぐネットワークづくり
- (2) 社会福祉協議会などの活動促進

3.暮らしやすい生活環境づくり

- (1) 快適に暮らせる環境づくり
- (2) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進



本計画は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている種々の福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、自助・互助・共助・公助の連携によって解決していこうとするものです。
誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本理念とします。

目標 1. 地域福祉推進体制づくり

		住民の皆さんが取り組むこと	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
施策 1	地域福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 福祉について取り上げられている情報に関心を持ってみましょう。 地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校からの高齢者や障がい者等についての福祉教育を推進。 地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域福祉に関する情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 理解や関心を高めることを目的としたボランティア講座の開催や福祉体験用具の貸出。 広報・周知を強化、地域福祉活動への参画の促進。
施策 2	人材の育成 地域福祉を支える	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 隣近所で地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの頃から地域活動に気軽に参加できるような機会づくり。 ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に継続して関わられる体制の構築。 地域活動とボランティアをつなぐ機能の強化。
施策 3	地域活動やボランティア活動などの活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。 自治会や老人クラブ、育成会などの活動について関心を持ちましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のことや各種団体に関する様々な情報提供、広報活動の充実。 自治会の育成や活動の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等に対し、活動費の助成、活動の推進。 地域福祉団体の活動を支援し、活動の周知・活性化。

目標 2. ふれあい・支え合いづくり

		住民の皆さんが取り組むこと	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
施策 1	地域でのふれあい、交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事など、高齢者とこどもが交流できる機会をつくりましょう。 道端で一言ずつ声を掛け合うなど、近隣との付き合いを深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが保育所や児童館などの施設等で高齢者と交流するふれあい事業の実施。 社会福祉協議会と連携し、交流活動の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流を積極的に実施し、地域の活性化と地域間のつながりを強化。 地域での行事等を実施する際、機材や備品等の貸出を実施。

目標2. ふれあい・支え合いづくり

		住民の皆さんが取り組むこと	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
施策2	助け合いの仕組みづくり 地域における支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の住民との交流を意識するようにしてみましょう。 ・近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援。 ・地域での見守り、声かけ活動の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に誰でも参加できるイベントや行事の企画を支援。 ・地域住民や自治会、民生委員・児童委員、関係機関などと協働し、見守り活動の強化と組織化の支援。
施策3	ネットワークづくり 地域福祉のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板などの情報を、家庭のなかでお互いに伝えあいましょう。 ・社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体間の連携強化のための取り組みを支援。 ・社会福祉協議会への支援・連携の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体の連携・協働体制の強化。 ・地域福祉に関する多様なニーズに対し各種福祉事業の展開。

目標3. 安心して自立した生活を送れる環境づくり

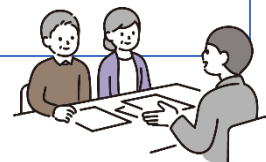
		住民の皆さんが取り組むこと	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
施策1	防災・防犯体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出し袋や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしましょう。 ・災害を想定した備えや避難方法について考えてみましょう。 ・こどもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と流通備蓄協定の締結、防災資機材等の備蓄の強化。 ・災害時要援護者に配慮した避難所機能の充実。 ・防犯に関する情報を発信、再犯防止についての広報・啓発活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、迅速かつ的確に行動できるように、定期的に講習会などを開催。 ・関係機関と連携し、災害時の支援体制の充実。 ・消費者被害を防止するための情報提供や啓発活動の推進。
施策2	盤づくり 包括的な支援体制の基	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な健診を受けるように努めましょう。 ・地域における交流の場や専門職の相談窓口を活用しましょう。 ・ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診、健康教室及び予防接種等の保健事業の実施。 ・保健、医療、福祉の連携の強化、情報提供体制の充実。 ・住民からの相談を適切なサービスにつなぐことができる体制の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の社会参加のきっかけづくりと生きがいづくりの推進。 ・適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業の充実。 ・町と連携し、包括的支援体制の構築に向けて取り組む。
施策3	安心して自立した生活を送れる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。 ・点字ブロックの上や狭い道路に障害物を置かないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動。 ・安全な道路環境の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動や美化活動を行うボランティア団体等の支援。 ・無料の車いす貸出。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、様々な契約や財産管理などをするときに不利益を生じることがないように、本人に代わって行う人（成年後見人等）を選任し、その方の権利を守り、保護・支援する法的な制度です。

支援が必要な人が安心して生活を送ることができるよう、本人の権利を守る制度として、本計画に成年後見制度利用促進の基本的な指針を掲げ、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。

行政が取り組むこと	内 容
中核機関の整備	・成年後見制度を必要とする人に対して、地域連携ネットワークを構築し、早期に相談や専門的助言を受けることができるよう連携を図るとともに成年後見制度に関する周知啓発を行います。
権利擁護・支援の地域連携ネットワーク	・成年後見制度の利用促進のため、既存の保健・医療・福祉の連携の仕組みに司法を加えた仕組みを整備していきます。
制度の申し立て・活用のあり方	・成年後見制度の普及のため、制度の利用が必要な場合には、申し立て支援や関係機関との連携を図ります。



再犯防止推進計画

罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人たちの再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

犯罪や非行をしてしまった人を社会から排除しようとするのではなく、社会や地域で受け入れることにより立ち直りを支え再犯を防ぐことで、地域共生社会の実現につながります。

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、地方再犯防止推進計画として策定します。

行政が取り組むこと（重点施策）	内 容
住居・就労の確保	・町営住宅の募集状況について、広報や公式ウェブサイト等を活用し、情報提供を行います。
保健医療・福祉サービスの利用促進	・必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
関係団体の活動の支援、広報・啓発活動の推進	・犯罪や非行を行った人の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援します。 ・保護司会、更生保護女性会との連携を図り、取組を支援します。
関係機関等との連携強化	・再犯防止の取組において、中心的な役割を担う宇都宮保護観察所との連携を図ります。

重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業は、「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」などの分野を問わない横断的な支援を行うものとされています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、各種関連計画と連携・整合を図りながら、包括的支援体制の構築を進めていきます。

社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うため、重層的支援体制整備事業実施計画として策定します。

【重層的支援体制整備事業の概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施します。

事業名		事業内容
Ⅰ 相談 支援	包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける
Ⅱ参加支援		・社会とのつながりを作るための支援を行う ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
Ⅲ地域づくりに向けた支援		・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・個別の活動や人のコーディネート

計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、健康福祉課と社会福祉協議会が事務局となり、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第3期 壬生町地域福祉計画・壬生町地域福祉活動計画（概要版）

発行年月 令和6年3月

発行 壬生町役場（住民福祉部健康福祉課）

壬生町大字壬生甲 3841-1

TEL 0282-81-1883

町公式ウェブサイトは
こちらから▶



社会福祉法人壬生町社会福祉協議会

壬生町大字壬生甲 3843-1

TEL 0282-82-7899

社協公式ウェブサイト
はこちらから▶

